

原議保存期間3年
(令和8年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

警察庁丁組企発第99号
事務連絡
令和4年6月30日
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

犯罪収益移転防止法施行規則第4条第1項第7号ニの規定の解釈について

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収法施行規則」という。）第4条第1項第7号ニの規定により、「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）（以下「学校等」という。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの」について、簡素な顧客管理を行うことが認められています。

当該規定における「入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの」については、過去のパブリックコメントにおいて「『その他これに類するもの』の具体例としては、施設整備費、実験実習費、図書費、学生互助会等の各種諸会費、各種保険料、寄付金及び協賛金等、その費目にかかわらず、学校教育法第1条に規定する学校等に対して支払われるものであって、入学金、授業料と同時に支払われるものが挙げられる」旨の解釈を示していたところです。今般、令和3年度第5回「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に寄せられた要望を踏まえ、当該支払いに対するマネロンリスク等について総合的に検討した結果、当該規定の適用に係る解釈については、下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

各省庁におかれましては、この点適切な取扱いが行われるよう、所管する特定事業者に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、金融庁及び文部科学省と協議済みです。

記

1 受験料の支払い

受験料の支払いについては、犯収法施行規則第4条第1項第7号ニに定める

「入学金、授業料その他これに類するもの」に該当し、簡素な顧客管理を行うことが認められます。

2 学校等に対して支払われるものであって、入学金、授業料と同時に支払われない各種費目

学校等に対して入学金、授業料と同時に支払われる各種費目（施設整備費、実験実習費、図書費等）については、従前どおり犯収法施行規則第4条第1項第7号ニに定める「入学金、授業料その他これに類するもの」に該当し、簡素な顧客管理を行うことが認められ、この取扱いが変わるものではありません。

他方、学校等に対して支払われるものであって、入学金、授業料と同時に支払われない各種費目については、「実在する児童、生徒及び学生又はその法定代理人その他これに準ずる者（以下「学生等」といいます。）が、当該学生等が、当該大学等で教育を受けるに当たって必要となる費用として支払いをしていることが、入学金や授業料と同程度に担保される費目」（令和3年度第5回規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）にて公表済みの回答から抜粋）に限り、犯収法施行規則第4条第1項第7号ニに定める「入学金、授業料その他これに類するもの」に該当し、簡素な顧客管理を行うことが認められます。

この点、具体的には「実在する学生等が学校等で教育を受けるために必要不可欠な経費として支払っていることが外形的に明らかであるかどうか」が一般的な基準になります。そのため、このような費目の払込先は学校等である必要があり、学校等から委託を受けた民間企業が払込先となる費目については前記のことが外形的に明らかでないため、簡素な顧客管理は認められません。当該基準に合致する費目の一例としては修学旅行費、教材費、給食費、施設整備費、実験実習費等が挙げられます。

なお、学校等に対して支払われるものであって、入学金、授業料と同時に支払われない寄付金のほか、当該基準に合致する費目であっても、支払金額が社会通念上明らかに過大で不自然であるものについては、従前どおり簡素な顧客管理は認められません。